

インターネット接続サービス契約約款

平成19年3月

三菱電機情報ネットワーク株式会社

目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用).....	1
第2条 (約款の変更).....	1
第3条 (取扱準則).....	1
第4条 (用語の意味).....	1
第2章 サービスの種類等	3
第5条 (サービスの種類).....	3
第6条 (サービスの品目).....	3
第3章 契約	6
第7条 (契約の単位).....	6
第8条 (最低利用期間).....	6
第9条 (契約の申込).....	7
第10条 (契約申込の承諾).....	7
第11条 (契約の成立).....	7
第12条 (契約変更の申込).....	7
第13条 (契約変更の承諾).....	8
第14条 (契約変更に伴う違約金).....	8
第15条 (サービスの廃止).....	8
第16条 (提供の中止).....	8
第17条 (提供の停止).....	8
第18条 (当社が行う契約の解除).....	9
第19条 (契約者が行う契約の解除).....	9
第20条 (契約上の権利の譲渡).....	9
第21条 (契約者の地位の承継).....	9
第22条 (契約者の氏名等の変更).....	10
第4章 電気通信設備の接続等	10
第23条 (回線接続装置の接続).....	10
第24条 (契約者の端末設備、ルータの接続検査等).....	10
第5章 管理範囲	10
第25条 (管理範囲).....	10
第6章 通信	10
第26条 (取扱地域).....	10
第27条 (利用の制限).....	11
第28条 (非常事態が発生した場合等の利用制限).....	12
第29条 (設備の修理又は復旧).....	12
第7章 品質保証	12
第30条 (サービスの品質保証).....	12
第8章 料金等	12
第31条 (料金体系).....	12
第32条 (料金及び工事費).....	12
第33条 (料金の計算方法).....	13
第34条 (料金の日割額).....	13
第35条 (料金及び工事費の支払義務).....	13

第 36 条	(料金等の請求及び支払)	13
第 37 条	(利用不能時の料金減額措置)	13
第 38 条	(品質保証違背の場合における減額)	14
第 39 条	(工事に関する費用の返還)	14
第 40 条	(割増金)	14
第 41 条	(遅延損害金)	14
第 42 条	(金額の端数処理)	14
第 43 条	(消費税相当額の取り扱い)	14
第 44 条	(料金の変更)	15
第 9 章	損害賠償	15
第 45 条	(損害賠償の範囲)	15
第 46 条	(免責事項)	15
第 10 章	雑 則	15
第 47 条	(契約者の義務)	15
第 48 条	(自己責任の原則)	16
第 49 条	(禁止行為)	16
第 50 条	(技術的事項)	16
第 51 条	(機密保持)	16
第 52 条	(契約者情報の取り扱い)	17
第 53 条	(協議事項)	17
第 54 条	(準拠法及び管轄裁判所)	17

インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

三菱電機情報ネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このインターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりインターネット接続サービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、インターネット接続サービスの料金変更その他重要事項に関する約款変更の時には、変更する日の1ヶ月前までに、契約者にその旨を通知します。

第3条 (取扱準則)

当社は、当社が定めた約款に従って、インターネット接続サービスのための契約(以下「契約」といいます)を契約者と当社の間で締結します。

2. 契約者は当社に対し、インターネット接続サービス提供の対価を支払います。

第4条 (用語の意味)

この約款の用語の意味は次のとおりとします。

用語	用語の意味
1. 契約者	当社とインターネット接続サービス契約を締結している者
2. 電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電気通信設備
3. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
4. 専用回線	当社が専用線 IP 接続サービス及び専用線エコミーサービスを提供する場合に、契約者の指定する場所とアクセスポイントを接続する為に他の電気通信事業者から専用サービスを受けて契約者に提供する専用の電気通信回線
5. 回線接続装置	専用回線の終端に位置し、契約者の端末設備とインターネット接続サービスに係わる当社の設備との間の信号を変換する機能をもつ電気通信設備(DSU、CSU、モデム)
6. ルータ	インターネット接続サービスの利用の為に、契約者又は契約者との契約により当社が設置するデータの蓄積・交換・中継を行う電気通信設備
7. 集線設備	契約者に電気通信サービスを提供するための回線を収容する設備
8. アクセスポイント	集線設備を設置した当社及び当社が委託する通信事業者(以下「委託業者」といいます。)の管理する場所
9. ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)あるいは株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)により割り当てられる組織を示す名前
10. ドメイン	ひとつのドメイン名によって示される範囲
11. インターネットネットワークアドレス	インターネットプロトコルとして定められている 32bit のアドレス
12. インターネット接続サービス	契約者の指定する場所とアクセスポイントとの間を当社が設置する専用回線、他の電気通信事業者が提供する電話回線(以下「電話回線」といいます。)、又は他の電気通信事業者が提供する統合デジタル通信網(以下「ISDN 回線」といいます。)、又は他の電気通信事業者が提供する PHS 網で接続して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービス
13. 専用線 IP 接続サービス	契約者の指定する場所とアクセスポイントを当社が設置する専用回線、回線接続装置、及びルータで接続して提供するインターネット接続サービス

用語	用語の意味
14. 端末型接続サービス	<p>次の接続形態によるサービスのことをいいます。</p> <p>(1) 契約者の指定する場所とアクセスポイントを電話回線、ISDN 回線、PHS 網で接続して提供するインターネット接続サービス。</p> <p>(2) 契約者の指定する場所と株式会社エヌ・ティ・ティ・ピーシーコミュニケーションズ(以下「NTTPC」といいます。)が提供するフレッツ・ローミング網のアクセスポイントを東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」といいます。)が提供するフレッツ ISDN 回線、フレッツ ADSL 回線、B フレッツ(ベーシックタイプ、マンションタイプ、ファミリー/ニューファミリー/ファミリー 100/ハイパーファミリータイプ)回線で接続して提供するインターネット接続サービス。</p> <p>(3) 契約者の指定する場所と NTTPC が提供するホットスポット・ローミング網のアクセスポイントを NTT コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT-Com」といいます。)が提供する無線 LAN(ホットスポット)網で接続して提供するインターネット接続サービス。</p>
15. 専用線エコノミーサービス	<p>契約者の指定する場所と当社が指定するアクセスポイントを当社が設置する専用回線、回線接続装置、及びルータで接続し、専用線 IP 接続サービスに比べ運用時間を制限したインターネット接続サービス。</p>
16. ISDN 回線	<p>当社が Biz ISDN/F サービスを提供する場合に、NTT 東西からフレッツ ISDN サービス(第一種総合デジタル通信サービス又は第二種総合デジタル通信サービス)を受けて提供する電気通信回線。又は、契約者が NTT 東西と直接フレッツ ISDN サービス契約をすることにより提供される電気通信回線。</p>
17. DSL 回線	<p>当社が Biz DSL/F サービスを提供する場合に、NTT 東西からフレッツ ADSL サービスを受けて(契約者に提供する変復調装置を用いて)提供する高速の符号伝送が可能な電気通信回線。又は、契約者が NTT 東西と直接フレッツ ADSL サービス契約をすることにより提供される電気通信回線。その回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は契約者回線等の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その契約者回線等による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)となる場合があるもの。</p>
18. FTTH 回線	<p>当社が Biz FTTH/F サービスを提供する場合に、NTT 東西から B フレッツサービスを受けて提供する最大 100.0Mbit/s 又は 10.0Mbit/s までの符号伝送が可能な電気通信回線。又は、契約者が NTT 東西と直接 B フレッツサービス契約をすることにより提供される電気通信回線。</p>
19. ホットスポット	<p>当社が端末型接続サービスの無線 LAN 接続(ホットスポット・ローミング)を提供する場合に使用する、NTT-Com が提供する無線 LAN 接続サービス。</p>
20. Biz ISDN/F サービス	<p>契約者の指定する場所と NTTPC が提供するフレッツ・ローミング網のアクセスポイントを ISDN 回線で接続して提供するインターネット接続サービス</p>
21. Biz DSL/F サービス	<p>契約者の指定する場所と NTTPC が提供するフレッツ・ローミング網のアクセスポイントを DSL 回線で接続して提供するインターネット接続サービス</p>
22. Biz FTTH/F サービス	<p>契約者の指定する場所と NTTPC が提供するフレッツ・ローミング網のアクセスポイントを FTTH 回線で接続して提供するインターネット接続サービス</p>
23. データセンタ接続サービス	<p>当社が運用するデータセンタにおけるインターネット接続環境の LAN 内で 10 BaseT Ethernet あるいは 100 BaseT Ethernet、Gigabit Ethernet の LAN を契約者が利用できるサービス。</p>
24. 専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービス	<p>当社が運用するデータセンタ内における専用 Web ホスティングサービス環境においてインターネット接続環境の LAN 内で 10 BaseT Ethernet あるいは 100 BaseT Ethernet、Gigabit Ethernet の LAN を当社専用 Web ホスティングサービス契約者が利用できるサービス。</p>
25. 端末設備	<p>インターネット接続サービスを利用するため、契約者が設置する電気通信設備</p>
26. 識別符号	<p>当社が、端末型接続サービス、Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス、Biz FTTH/F サービスの契約者を識別するために契約者に付与する符号</p>

用語	用語の意味
27. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 サービスの種類等

第5条 (サービスの種類)

インターネット接続サービスの種類は次のとおりとします。

- (1) 専用線 IP 接続サービス
- (2) 端末型接続サービス
- (3) 専用線エコノミーサービス
- (4) データセンタ接続サービス
- (5) 専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービス
- (6) Biz ISDN/F サービス
- (7) Biz DSL/F サービス
- (8) Biz FTTH/F サービス

第6条 (サービスの品目)

インターネット接続サービスの品目は次のとおりとします。

- (1) 専用線 IP 接続サービスの品目

専用線 IP 接続サービスの利用に際し、以下のサービス品目の差異によって使用回線の種別を問わず、サービス料金を定めるものとします。

品目	内 容
64 Kbps	64K ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
128 Kbps	128K ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
192 Kbps	192K ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
256 Kbps	256K ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
384 Kbps	384K ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
512 Kbps	512K ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
768 Kbps	768K ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
1.0 Mbps	1.0M ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
1.5 Mbps	1.5M ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
3.0 Mbps	3.0M ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
4.5 Mbps	4.5M ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
6.0 Mbps	6.0M ビット / 秒の符号伝送が可能なもの
10.0 Mbps	10.0M ビット / 秒の符号伝送が可能なもの

- (2) 端末型接続サービスの品目

品目	内 容
電話回線接続の場合	モデムを介し電話回線経由で接続するもの
ISDN 回線接続の場合	ターミナルアダプタ(TA)を介し ISDN 回線(64kb/s) 経由で接続するもの
PHS 接続の場合	PHS カードを介し PHS 網経由で接続するもの
フレッツ ISDN 回線接続の場合	NTT 東西が提供するフレッツ ISDN 回線経由で接続するもの
フレッツ ADSL 回線接続の場合	NTT 東西が提供するフレッツ ADSL 回線(1.5M、8M、12M) 経由で接続するもの
B フレッツ回線接続の場合	NTT 東西が提供する B フレッツ回線(ベーシックタイプ、マンションタイプ、ファミリー/ニューファミリー/ファミリー-100/ハイパーファミリータイプ) 経由で接続するもの
無線 LAN 接続の場合	無線 LAN カードを介し、NTT-Com が提供する無線 LAN 接続(ホットスポット・ローミング) 網経由で接続するもの。

- (3) 専用線エコノミーサービス

専用線エコミーサービスの利用に際し、以下の使用回線の種別毎にサービス料金を定めるものとします。

品 目	内 容
64 Kbps	64k ビット/秒の符号伝送が可能なもので、他の電気通信事業者が提供する専用サービスのうち、エコミークラスの回線を利用するもの
128 Kbps	128k ビット/秒の符号伝送が可能なもので、他の電気通信事業者が提供する専用サービスのうち、エコミークラスの回線を利用するもの
1.5 Mbps	1.5m ビット/秒の符号伝送が可能なもので、他の電気通信事業者が提供する専用サービスのうち、エコミークラスの回線を利用するもの

(4) データセンタ接続サービス

品 目	内 容
10 BaseT(半二重)	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 10 BaseT Ethernet(半二重)の仕様で接続するもの
10 BaseT(全二重)	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 10 BaseT Ethernet(全二重)の仕様で接続するもの
100 BaseT(半二重)	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 100 BaseT Ethernet(半二重)の仕様で接続するもの
100 BaseT(全二重)	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 100 BaseT Ethernet(全二重)の仕様で接続するもの
Gigabit Ethernet	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を Gigabit Ethernet の仕様で接続するもの。
100 BaseT シェア	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の 100BaseT LAN 内で別途定める TRC 構内アクセスサービスを利用する複数の契約者のネットワーク接続装置を 10 BaseT 又は 100BaseT Ethernet の仕様で接続するもの。
<ul style="list-style-type: none"> データセンタ接続サービスには契約者の保有するドメイン名の接続承認及びセカンダリ DNS の管理を行うサービスが含まれます。(ドメイン名は当社が運用するデータセンタ内で利用するものに限りです) データセンタ接続サービスには契約者の指定する通信機器(ルータ、スイッチなど)1台(1IP アドレス)に対して、当社が ping による監視を行うサービスを含みます。別に定める基準により ping が到達しなくなった場合に契約者に通知します。(100 BaseT シェアは除きます) 契約者のサーバ等にご使用いただく IP アドレスは、契約者が取得した IP アドレスをご利用頂くか、あるいは当社に割り当てられている IP アドレスブロックから割り当てさせていただきます。(当社に割り当てられている IP アドレスブロックから割り当てる場合、別途、IP アドレス代行手数料が必要です)。また、当社から割り当てた IP アドレスは当社データセンタ内におけるデータセンタ接続サービスをご利用になる以外では利用できないものとし、当社データセンタ接続サービスをご利用終了される場合には当社へご返却いただくものとします。(100 BaseT シェアは、当社に割り当てられている IP アドレスに限らせて頂きます) データセンタ接続サービスの課金方式には、固定課金と従量課金があり、従量課金の計算方法は、95%型課金方式と平均型課金方式の 2 つがあります。(100 BaseT シェアは除きます) 	

(5) 専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービス

品 目	内 容
1 Mbps シェーピング	当社が運用するデータセンタ内における専用 Web ホスティングサービス環境においてインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 10BaseT Ethernet あるいは 100 BaseT Ethernet、Gigabit Ethernet の仕様で接続し、複数の契約者で共有し、品目で定める符号伝送速度を上限とするサービス。(符号伝送速度の上限までの利用を保証するものではありません)
2 Mbps シェーピング	
4 Mbps シェーピング	
10 BaseT(半二重)	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 10 BaseT Ethernet(半二重)の仕様で接続するもの
10 BaseT(全二重)	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 10 BaseT Ethernet(全二重)の仕様で接続するもの
100 BaseT(半二重)	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 100 BaseT Ethernet(半二重)の仕様で接続するもの
100 BaseT(全二重)	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を 100 BaseT Ethernet(全二重)の仕様で接続するもの

Gigabit Ethernet	当社が運用するデータセンタ内におけるインターネット接続環境の LAN 内で契約者のネットワーク接続装置を Gigabit Ethernet の仕様で接続するもの。
<ul style="list-style-type: none"> 専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービスには当社が契約者の保有するドメイン名の接続承認及びセカンダリ DNS の管理を行うサービスが含まれます。(ドメイン名は当社が運用するデータセンタ内で利用するものに限りです) 専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービスには契約者の指定する通信機器(ルータ、スイッチなど)1台(1IP アドレス)に対して、当社が ping による監視を行うサービスを含みます。別に定める基準により ping が到達しなくなった場合に契約者に通知します。 契約者のサーバ等にご使用いただく IP アドレスは、当社に割り当てられている IP アドレスブロックから割り当てさせていただきます。(別途、IP アドレス代行手数料が必要です)。また、当社から割り当てた IP アドレスは当社データセンタ内における専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービスをご利用になる以外では利用できないものとし、当社専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービスをご利用終了される場合には当社へご返却いただくものとします。 本サービスは当社専用 Web ホスティングサービス契約者へ提供するサービスです。 本サービスを利用するには、ルータ提供サービスが必須となります。 	

(6) Biz ISDN/F サービス

品 目	内 容
Biz ISDN/F サービス IP 1 個 固定	NTT 東西が提供する「フレッツ・ISDN」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/256C で接続するもの。
Biz ISDN/F サービス IP 8 個 固定	NTT 東西が提供する「フレッツ・ISDN」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/32C で接続するもの。
<ul style="list-style-type: none"> Biz ISDN/F サービスサービスには契約者の保有するドメイン名の接続承認及びセカンダリ DNS の管理を行うサービスが含まれます。 契約者のサーバ等にご使用いただく IP アドレスは、当社にて指定させていただきます。指定以外の IP アドレスを使用して Biz ISDN/F サービスを利用することはできません。また、当社から指定した IP アドレスは Biz ISDN/F サービスをご利用になる以外では利用できないものとし、Biz ISDN/F サービスをご利用終了される場合には当社へご返却いただくものとします。 常時接続、最高速度及び帯域については、保証いたしません。 	

(7) Biz DSL/F サービス

品 目	内 容
Biz DSL/F サービス IP 1 個 固定	NTT 東西が提供する「フレッツ・ADSL」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/256C で接続するもの。
Biz DSL/F サービス IP 8 個 固定	NTT 東西が提供する「フレッツ・ADSL」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/32C で接続するもの。
Biz DSL/F サービス IP 16 個 固定	NTT 東西が提供する「フレッツ・ADSL」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/16C で接続するもの。
<ul style="list-style-type: none"> Biz DSL/F サービスサービスには契約者の保有するドメイン名の接続承認及びセカンダリ DNS の管理を行うサービスが含まれます。 契約者のサーバ等にご使用いただく IP アドレスは、当社にて指定させていただきます。指定以外の IP アドレスを使用して Biz DSL/F サービスを利用することはできません。また、当社から指定した IP アドレスは Biz DSL/F サービスをご利用になる以外では利用できないものとし、Biz DSL/F サービスをご利用終了される場合には当社へご返却いただくものとします。 常時接続、最高速度及び帯域については、保証いたしません。 	

(8) Biz FTTH/F サービス

品 目	内 容
Biz FTTH/F サービス ベーシックタイプ IP 1 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「ベーシックタイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/256C で接続するもの。
Biz FTTH/F サービス ベーシックタイプ IP 8 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「ベーシックタイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/32C で接続するもの。
Biz FTTH/F サービス ベーシックタイプ IP 16 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「ベーシックタイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/16C で接続するもの。

Biz FTTH/F サービス ビジネスタイプ IP 1 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「ビジネスタイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/256C で接続するもの。
Biz FTTH/F サービス ビジネスタイプ IP 8 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「ビジネスタイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/32C で接続するもの。
Biz FTTH/F サービス ビジネスタイプ IP 16 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「ビジネスタイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/16C で接続するもの。
Biz FTTH/F サービス マンションタイプ IP 1 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「マンションタイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/256C で接続するもの。
Biz FTTH/F サービス マンションタイプ IP 8 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「マンションタイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/32C で接続するもの。
Biz FTTH/F サービス ファミリータイプ IP 1 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「ファミリー/ニューファミリー/ファミリー-100/ハイパ-ファミリータイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/256C で接続するもの。
Biz FTTH/F サービス ファミリータイプ IP 8 個 固定	NTT 東西が提供する「B フレッツ」の「ファミリー/ニューファミリー/ファミリー-100/ハイパ-ファミリータイプ」を利用して提供され、割当てられる IP アドレス空間の大きさが 1/32C で接続するもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・ Biz FTTH/F サービスサービスには契約者の保有するドメイン名の接続承認及びセカンダリ DNS の管理を行うサービスが含まれます。 ・ 契約者のサーバ等にご使用いただく IP アドレスは、当社にて指定させていただきます。指定以外の IP アドレスを使用して Biz FTTH/F サービスを利用することはできません。また、当社から指定した IP アドレスは Biz DSL/F サービスをご利用になる以外では利用できないものとし、Biz FTTH/F サービスをご利用終了される場合には当社へご返却いただくものとします。 ・ 常時接続、最高速度及び帯域については、保証いたしません。 	

(9) オプションサービス

品 目	内 容
IP アドレス取得代行	当社データセンタ接続サービス利用時に JPNIC、JPRS が行う IP アドレスの割り当てに関して、その取得業務を当社が代行するサービス。
ドメイン名取得代行サービス	契約者が使用する JP ドメイン名の取得代行を当社が代行するサービス。

第3章 契約

第7条 (契約の単位)

インターネット接続サービスの契約の単位は次のとおりとします。

契約種別	契約の単位
専用線 IP 接続サービス	専用回線の 1 回線毎に契約させていただきます。
端末型接続サービス	契約者が使用する識別符号 1 符号ごとに契約させていただきます。
専用線エコミーサービス	専用回線の 1 回線毎に契約させていただきます。
データセンタ接続サービス	LAN 接続の 1 回線毎に契約させていただきます
専用 Web ホスティングサービス向け データセンタ接続サービス	LAN 接続の 1 回線毎に契約させていただきます
Biz ISDN/F サービス	契約者が使用する識別符号 1 符号ごとに契約させていただきます。
Biz DSL/F サービス	契約者が使用する識別符号 1 符号ごとに契約させていただきます。
Biz FTTH/F サービス	契約者が使用する識別符号 1 符号ごとに契約させていただきます。

第8条 (最低利用期間)

インターネット接続サービスには最低利用期間があります。最低利用期間は、利用開始日から起算して 1 年間とします。インターネット接続サービスの提供は、最低利用期間満了の 3 ヶ月前までに契約者から別段申し出のない限り引き続き継続し、以降も同様とします。

2. 利用開始日とは、契約者が契約を申込み、当社が承諾後、サービス提供可能となった日で当社が指定する日とします。
3. 専用線 IP 接続サービス、端末型接続サービス、専用線エコノミーサービス及びデータセンタ接続サービス、専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービス、Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス、Biz FTTH/F サービスの契約者に、最低利用期間内に解約があった場合には、最低利用期間満了まで(当社の定める期日までに)に当社が契約者に請求する金額の総計(以下「違約金」といいます)を契約者は当社に支払うものとします。
4. インターネット接続サービスの契約内容を変更された場合における最低利用期間の起算日は、変更後のサービス品目の提供が可能となった日で、当社が指定した日とします。

第9条 (契約の申込)

インターネット接続サービスの契約の申込みは、当社の定める契約申込書に次の事項を記載して当社の事業所又は申込所に提出していただきます。

- (1) 契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所
 - (2) サービスの品目
 - (3) 利用開始希望年月日
 - (4) その他必要事項
2. Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス、Biz FTTH/F サービス、データセンタ接続サービスの 100 BaseT シェアの申込みにおいては、当社が常時接続、最高速度及び帯域について保証しないことを承諾の上、契約の申込みをしていただきます。

第10条 (契約申込の承諾)

契約申込みがあったときは、次の場合を除きインターネット接続サービスの提供を承諾します。

- (1) 契約申込者がインターネット接続サービスの料金等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき
- (3) 契約申込者が第 17 条(提供の中止)第 1 項の各号に該当するとき
- (4) 申込みにおいて、インターネット接続サービスを提供するための専用回線の接続について、他の電気通信事業者の承諾が得られないとき
- (5) 申込みにおいて、Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス、Biz FTTH/F サービスにおける、ISDN 回線、DSL 回線、FTTH 回線の接続について、NTT 東西及び NTTPC の承諾が得られないとき。
- (6) インターネット接続サービスの契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (7) 契約申込者が当社又はインターネット接続サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき
- (8) ISDN 回線、DSL 回線、FTTH 回線の終端の場所が、NTT 東西及び NTTPC の定める取扱地域外であるとき。
- (9) NTTPC の用意する IP 通信設備の許容量を超えた結果、NTTPC が円滑なサービス提供が困難であると判断して、当社にサービス加入の制限を通告してきたとき。
- (10) NTT-Com の用意する IP 通信設備の許容量を超えた結果、NTT-Com が円滑なサービス提供が困難であると判断して、NTTPC 経由で当社にサービス加入の制限を通告してきたとき。

第11条 (契約の成立)

本契約は、契約者による申込みに対して、前条の各号に該当しない場合に、当社が契約者に受諾の通知を行ったときに成立するものとします。

2. 前項において特に必要有るときは別途覚書を作成します。

第12条 (契約変更の申込)

契約者が次の事項について契約変更の申込みをされる場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、変更予定日の 2 カ月前の当社営業日(変更予定日を算入せず、2 ヶ月とする。2 ヶ月前の当該日が、土曜、日曜、祝休日の場合は、直前の当社営業日)までに当社の事業所又は申込所に提出していただきます。

- (1) 品目の変更
 - (2) 契約者指定場所の移転
 - (3) 専用回線の変更
2. Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス及び Biz FTTH/F サービスの品目を変更することはできません。

3. データセンタ接続サービスにおける課金方式の変更の申込みは、当該課金方式の適用開始から3ヶ月を経過した日より可能とします。
4. 当社は本サービスにおいて、DSL回線固有の障害が発生した場合、他の電気通信事業者に対し復旧処置(無償又は有償の回線調整工事)の実施要請を行います。その結果において、他の通信事業者から継続利用が困難との回答があった場合、当社は契約者に対し本サービスの品目変更の申し出ができるものとします。

第13条(契約変更の承諾)

契約変更の申込みがあったときは、次の場合を除きインターネット接続サービスの変更を承諾します。

- (1) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき
- (2) 申込みにかかわるインターネット接続サービスを提供するための専用回線の接続について他の電気通信事業者の承諾が得られないとき

第14条(契約変更に伴う違約金)

専用線IP接続サービス、専用線エコノミーサービス及びデータセンタ接続サービス、専用Webホスティングサービス向けデータセンタ接続サービスの契約者は、最低利用期間が経過する前に、他のサービス品目に変更する場合で、本契約変更前の月額費用の額が、変更後の月額費用の額を超えるときは、以下の方法で算出した料金を、違約金として、当社の請求に基づき一括して支払うものとします。

契約事項変更に伴う違約金 =

$$\{(\text{最低利用期間の満了日} - \text{契約事項変更日}) \text{の日数}\} \times \{(\text{変更前月額費用} - \text{変更後月額費用}) \text{の日割相当額}\}$$

第15条(サービスの廃止)

当社は、都合によりインターネット接続サービスの特定品目のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により当該サービスを廃止するときは、廃止する日の6ヶ月前までに、契約者にその旨を通知します。

第16条(提供の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、インターネット接続サービスを中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3) 天災、事変その他の非常事態の発生により、本サービスの提供を中止する措置をとったとき。
- (4) 他の電気通信事業者がサービス提供を中止することにより本サービスの提供が困難になったとき。
2. 当社は前項の規定によりインターネット接続サービスを中止するときは、予めそのことを契約者に通知致します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第17条(提供の停止)

当社は、インターネット接続サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、インターネット接続サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても料金、遅延損害金、割増金を支払わないとき。
- (2) 第47条(契約者の義務)第1項の規定に違反して当社の承諾を得ずに、専用回線又は当社が設置する電気通信設備に、通信回線、契約者の電気通信設備又は当社以外の者が提供する電気通信設備を接続したとき。
- (3) 第24条(契約者の端末設備、ルータの接続検査等)第2項の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準に適合しないと認められた端末設備又はルータを専用回線から取り外さなかったとき。
- (4) 第49条(禁止行為)に定める禁止行為に該当する行為を行っているとき当社が判断したとき。
- (5) 契約者のインターネット接続サービスの利用に関し他の契約者又は第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めたととき、又はその他の理由でインターネット接続サービスの運営上不適当と当社が判断したとき。
- (6) インターネット接続サービスを利用して、契約者が行った行為が法令に違反し、契約者が逮捕、起訴、有罪判決等の処分を受けたとき。
- (7) 前各号の他、当社又は第三者の業務遂行又は当社又は第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、

又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引続き停止させていただきます。
3. 前2項の通信停止期間中は、別表第2号の利用料金、回線料金をお支払いいただきます。

第18条（当社が行う契約の解除）

第17条(提供の停止)第2項の規定による提供停止期間を経過し、なお契約者が第17条第1項の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービス契約を解除することがあります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が第17条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したとき、当社が緊急かつ必要と認めるとき、契約者が第17条(提供の停止)第1項第(6)号に該当したときは、提供の停止をすることなく本契約を解除することがあります。
3. 当社は契約者に次の各号の事由が一つでも生じた時には、契約者に対し何らの催告その他手続を要せず本契約の全部又は一部を解除する事ができるものとします。
 - (1) この約款に違反したとき。
 - (2) 監督官庁から営業取消・停止などの処分を受けたとき。
 - (3) 手形交換所の不渡処分を受けた時、又は支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
 - (5) 破産、特別清算、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始の申し立てを受けたとき、又は申し立てを自らなしたとき。
 - (6) 解散(合併の場合を除く)の株主総会決議をしたとき。
 - (7) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
 - (9) その他この約款の義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合
4. 前項により本契約が解除された場合、当社は契約者に対して契約者の責によって蒙った損害賠償の請求をできるものとします。
5. Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス、Biz FTTH/F サービスにおいて、正当と判断される事由により当社とNTTPCとの契約が解除された結果、当社が契約者に対してサービスを提供することができなくなった場合には、事前に通告をした上で契約を解除することがあります。
6. Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス、Biz FTTH/F サービスにおいて、契約者に提供するISDN回線、DSL回線及びFTTH回線が終端する場所の移転によりサービス提供地域外になったとき、当社は契約を解除します。
7. 端末型接続サービスにおいて、正当と判断される事由により当社とNTTPCとの契約が解除された結果、当社が契約者に対してサービスを提供することができなくなった場合には、事前に通告をした上で契約を解除することがあります。

第19条（契約者が行う契約の解除）

契約者が契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の3ヶ月前の当社営業日(当該日が土曜日、日曜日、祝休日の場合には、その直前の当社営業日)までに書面によりその旨を当社に通知いただきます。ただし、契約の解除はサービス利用開始後、1ヶ年を経過している場合に限りです。

第20条（契約上の権利の譲渡）

契約者は、インターネット接続サービスの提供を受ける権利を譲渡することができないものとします。

第21条（契約者の地位の承継）

契約者において相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

2. 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から6ヶ月以内の当社営業日(承継の日を算入せずに6ヶ月とする。ただし、当該日が、土曜、日曜、祝休日の場合は、直前の当社営業日まで)までに承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知いただきます。
3. 第1項の場合、相続により契約者の地位を承継した人が2人以上あるときは、前項の期間内にそのうちの1人を代表者と定め、書面によりその旨を通知していただきます。
4. 代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定させていただきます。代表者が定まった場合は、当社の通知などは代表者宛にさせていただきます。

第22条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、商号、住所又は代表者に変更があったときは速やかに書面によりその旨を当社に通知いただきます。

第4章 電気通信設備の接続等

第23条 (回線接続装置の接続)

専用線 IP 接続の場合、当社は、専用線 IP 接続サービスの契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に回線接続装置及びルータ又は回線接続装置を設置し、当社が定める技術基準に従って、契約者が設置、管理する端末設備又はルータとの接続を行います。

2. 当社は、前項の地点を定める時には、契約者と協議させていただきます。
3. 専用線エコノミーサービスの場合、当社は、専用線エコノミーサービスの契約者が指定した場所内の建物、又は工作物において、堅固に施設できる地点に、平日 9 時から 18 時の間において、当社所有の回線接続装置、ルータを設置し接続を行います。
4. データセンタ接続サービス、専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービスの場合、当社が指定したデータセンタ内において、当社の技術基準に従い契約者の通信機器と当社の通信機器を接続します。
5. データセンタ接続サービスの 100baseT シェアの場合、当社は、契約者が指定した場所内の建物、又は工作物において、堅固に施設できる地点に、平日 9 時から 18 時の間において、当社所有の回線接続装置、ルータを設置し接続を行います。
6. Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス及び Biz FTTH/F サービスの場合、当社が定める技術基準に従い、契約者の通信機器と NTT 東西が提供する「フレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、B フレッツ」の利用に係る IP 通信網及び NTTPC のフレッツ・ローミング網を接続します。
7. 端末型接続サービス(フレッツ ISDN、フレッツ ADSL、B フレッツでの接続)の場合、当社が定める技術基準に従い、契約者の通信機器と NTT 東西が提供する「フレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、B フレッツ」の利用に係る IP 通信網及び NTTPC のフレッツ・ローミング網を接続します。
8. 端末型接続サービス(無線 LAN 接続(ホットスポット・ローミング))の場合、当社が定める技術基準に従い、契約者の通信機器と NTT-Com が提供する無線 LAN(ホットスポット)網及び NTTPC のホットスポット・ローミング網を接続します。

第24条 (契約者の端末設備、ルータの接続検査等)

当社は、契約者の端末設備又はルータに異常があるなど当社の提供するインターネット接続サービスの提供に支障があり、必要と認めるときは、端末設備の接続が当社の技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。契約者に正当な理由がある場合等を除き、この検査を受けることを承諾頂きます。

2. 前項の接続検査を行った結果、契約者の端末設備又はルータが技術基準に適合していると認められない場合は、契約者はその端末設備又はルータを専用回線から取り外さなければなりません。
3. 第 1 項の検査を行う場合は、当社の係員は所定の証明書を提示致します。

第5章 管理範囲

第25条 (管理範囲)

サービスの提供における、契約者と当社の管理範囲は別表第 1 号のとおりとします。

第6章 通信

第26条 (取扱地域)

インターネット接続サービスの通信を取り扱う地域は、日本国内、米国及び米国経由インターネット接続済みの国及び地域、委託業者が提供する国及び地域とします。

2. Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス、Biz FTTH/F サービスの取扱地域は、NTT 東西及び NTTPC の定めるとおりとします。尚、NTT 東西及び NTTPC の都合により変更される場合があります。

3. NTT 東西又は NTTPC の都合により、取扱地域を閉鎖する場合があります。この場合、当社は、契約者に対して、取扱地域閉鎖に伴う一切の責任を負いません。
4. 専用線 IP 接続サービスの 10Mbps の品目については、東京都内のみ提供となります。
5. 端末型接続サービス(フレッツ ISDN、フレッツ ADSL、B フレッツでの接続)の取扱地域は、NTT 東西及び NTTPC の定めるとおりとします。尚、NTT 東西及び NTTPC の都合により変更される場合があります。
6. 端末型接続サービス(無線 LAN 接続(ホットスポット・ローミング))の取扱地域は、NTT-Com 及び NTTPC の定めるとおりとします。尚、NTT-Com 及び NTTPC の都合により変更される場合があります。

第27条 (利用の制限)

契約者は、インターネット接続サービスにおいて、次にあげるもの以外のインターネットネットワークアドレス、ドメイン名を使用してインターネット接続サービスを利用することはできません。

	インターネットネットワークアドレス	ドメイン名
専用線 IP 接続サービス	当社及び契約者が取得したインターネットネットワークアドレス	契約者が取得したもの或いは、当社が指定するドメイン名
端末型接続サービス	当社及び委託業者が指定したインターネットネットワークアドレス	当社が指定するドメイン名
専用線エコノミーサービス	当社が指定したインターネットネットワークアドレス	契約者が取得したドメイン名
データセンタ接続サービス	当社及び契約者が取得したインターネットネットワークアドレス	契約者が取得したドメイン名
専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービス	当社が指定したインターネットネットワークアドレス	契約者が取得したドメイン名
Biz ISDN/F サービス	当社が指定したインターネットネットワークアドレス	契約者が取得したドメイン名
Biz DSL/F サービス	当社が指定したインターネットネットワークアドレス	契約者が取得したドメイン名
Biz FTTH/F サービス	当社が指定したインターネットネットワークアドレス	契約者が取得したドメイン名

2. 専用線エコノミーサービスは、以下の制限があります。
 - (1) 契約者は、ニュースサーバを所有することができません。
 - (2) 専用線エコノミーサービスにおいて、契約者はサブドメインを利用できません。
 - (3) メールアドレスは、当社から 50 個単位で枠を用意します。
 - (4) 当社が指定し付与したインターネットネットワークアドレスの変更は、契約者が指定した場所が変更となることに伴い、契約者が指定する場所と当社が指定するアクセスポイントが変更となる場合にのみ、可能です。
 - (5) 契約者は専用線エコノミーサービスを利用して、第三者に対して通信サービスの提供は行いません。
 - (6) 専用回線、回線接続装置、ルータの手配、運用、管理は当社が行います。
3. Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス、Biz FTTH/F サービスは以下の制限があります。
 - (1) 契約者は、ニュースサーバを所有することができません。
 - (2) 当該サービスにおいて、契約者はサブドメインを利用できません。
 - (3) メールアドレスは、当社から 50 個単位で枠を用意します。
 - (4) NTT 東西又は NTTPC の仕様変更に伴い、サービスの仕様変更を行う場合があります。
4. 端末型接続サービス(フレッツ ISDN、フレッツ ADSL、B フレッツでの接続)は以下の制限があります。
 - (1) NTT 東西又は NTTPC の仕様変更に伴い、サービスの仕様変更を行う場合があります。
5. 端末型接続サービス(無線 LAN(ホットスポット・ローミング)での接続)は以下の制限があります。
 - (1) NTT-Com 又は NTTPC の仕様変更に伴い、サービスの仕様変更を行う場合があります。
6. データセンタ接続サービスの 100BaseT シェアは、以下の制限があります。
 - (1) 契約者は、ニュースサーバを所有することができません。
 - (2) 契約者は、サブドメインを利用できません。
 - (3) 当社が指定し付与したインターネットネットワークアドレスの変更は、契約者が指定した場所が変更となることに伴い、契約者が指定する場所と当社が指定するアクセスポイントが変更となる場合にのみ可能です。
 - (4) 契約者はデータセンタ接続サービスの 100BaseT シェアを利用して、第三者に対して通信サービスの提供は

行えません。

- (5) 専用回線、回線接続装置、ルータの手配、運用、管理は当社が行います。
7. 当社は、契約者によるインターネット接続サービスの利用が第 49 条(禁止行為)の各項に該当する場合、当該利用に関し他の契約者又は第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由でインターネット接続サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対して、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第 49 条各項に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 他の契約者又は第三者との間で、クレーム等の解消のため協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 当社からの要求に対する改善がみられない場合は、契約者への事前通知なしに発信又は表示する情報の全部又は一部を削除し、又は他の契約者若しくは第三者が閲覧できない状態におきます。

第28条(非常事態が発生した場合等の利用制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供できない恐れが生じたときは、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 8 条並びに総務省令で定める重要通信を確保するため、通信の一部を停止する措置をとることがあります。

2. 通信が著しく輻輳した場合には、通信が相手先に着信しないことがあります。

第29条(設備の修理又は復旧)

インターネット接続サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、契約者の設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の旨請求いただきます。

2. 当社の電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧致します。
3. 専用線エコノミーサービス及びデータセンタ接続サービスの 100BaseT シェアにおいては、契約者の指定する場所と当社アクセスポイント間の専用回線、及び契約者の指定する場所に当社が設置した電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失した事を当社が知ったときは、平日の 9 時から 18 時の間において、その設備を修理し、又は復旧致します。

第7章 品質保証

第30条(サービスの品質保証)

当社は、次の事項について、別表 4 号に定める保証基準により 1.5Mbps 以上の専用線 IP 接続サービス及びデータセンタ接続サービス(除く 100BaseT シェア)の品質を保証するものとします。

- (1) 遅延時間
- (2) 可用性
2. 前項の規定は、契約者が第 27 条(利用の制限)、第 28 条(非常事態が発生した場合等の利用の制限)及び第 47 条(契約者の義務)から第 49 条(禁止行為)までに該当する場合、あるいは当社が第 16 条(提供の中止)、第 17 条(提供の停止)に基づいて、そのサービスの一部又は全部を停止する場合には適用しません。

第8章 料金等

第31条(料金体系)

料金体系は次のとおりとします。

- (1) 加入料金
- (2) 利用料金
- (3) 回線使用料金
- (4) 工事費

第32条(料金及び工事費)

当社が提供するインターネット接続サービスの料金及び工事費は別表第 2 号のとおりとします。

第33条 (料金の計算方法)

料金は、前月 16 日から当月 15 日の 1 ヶ月を 1 料金月として算定させていただきます。

2. 利用開始日は、当社が連絡する利用開始日をもって利用を開始した日とみなします。
3. 専用線 IP 接続サービス及び専用線エコノミーサービス、端末型接続サービス(除く無線 LAN 接続(ホットスポット・ローミング))、データセンタ接続サービス、専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービス、Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス及び Biz FTTH/F サービスは、利用開始日が 16 日以外の場合、サービス提供日数に対応するように、利用料金(月額)、回線使用料金の日割計算を行ない、それを当該月分サービスの利用料金とします。また、その契約解除日は、契約解除日が 15 日以外の場合、契約者の希望する解除日までのサービス提供日数に対応するように、利用料金(月額)、回線使用料金の日割計算を行ない、それを当該月分サービスの利用料金とします。日割額については、第 35 条(料金の日割額)の規定に従います。
4. 端末型接続サービス(無線 LAN 接続(ホットスポット・ローミング))は、利用開始日に関わらず当月 16 日(加入が 16 日～月末)又は前月 16 日(加入が 1 日～15 日)にサービスを開始したと見なします(日割計算を行ないません)。また、解除日に関わらず、当月 15 日(解除が 1 日～15 日)又は翌月 15 日(解除が 16 日～月末)を解除日と見なします(日割計算を行ないません)。
5. データセンタ接続サービス(除く 100BaseT シェア)の従量課金方式には、95%型課金方式と平均型課金方式があり、契約者が選択した方式によって料金を算出させていただきます。

課金方式		料金算出方法
固定課金		契約者の契約品目によって、毎月固定の料金を請求させていただきます。
従量課金	95%型	契約者の利用速度を上り/下り、それぞれ 5 分間隔で測定し、5 分間の平均速度を算出します。上り/下りそれぞれの平均速度 1 ヶ月分を、小さい方から順に並べ上位 5%を除いた最大速度を算出します。上り/下りの最大速度を比較し、大きい方を「利用速度」とし、料金表に該当する料金を請求させていただきます。
	平均型	契約者の利用速度を上り/下り、それぞれ 5 分間隔で測定し、5 分間の平均速度を算出します。上り/下りそれぞれ 5 分間隔で測定した値を 1 ヶ月分加算し、総測定数で割り、1 ヶ月間の平均速度を算出します。上り/下りの平均速度を比較して大きい方を「利用速度」とし、料金表に該当する料金を請求させていただきます。

6. データセンタ接続サービスの課金方式変更後の適用開始日は 16 日からとし、日割り計算は行いません。

第34条 (料金の日割額)

料金の日割額については、別表第 2 号に示す、専用線 IP 接続サービス及び専用線エコノミーサービス、端末型接続サービス(除く無線 LAN 接続(ホットスポット・ローミング))、データセンタ接続サービス、専用 Web ホスティングサービス向けデータセンタ接続サービス、Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス及び Biz FTTH/F サービスの利用料金(月額)、回線使用料金(月額)を暦日数で除したものを 1 日(24 時間)当りの利用料金とします。

第35条 (料金及び工事費の支払義務)

契約者が当社の提供するインターネット接続サービスに申込みをされ、当社が提供を承諾したときは、第 33 条の規定による料金をお支払いいただきます。

2. DSL 回線固有の障害復旧にあたり当社が、次の各号に定める回線調整工事を実施した場合は第 32 条(料金及び工事費)に定める料金とは別に一時金として回線調整工事費(当社が他の通信事業者に支払う実費相当額)をお支払いいただきます。
 - (1) 回線収容替えを行う場合
 - (2) ブリッジタップはずしを行う場合
 - (3) 保安器の変更を行う場合

第36条 (料金等の請求及び支払)

加入、工事等にかかわる一時費用は第 1 回の料金請求の時に併せて請求させていただきます。

2. 当月分サービス料金の請求は、当月末までに契約者宛に請求書を送付する形で行ないます。
3. 契約者は、前項の料金等を請求月の指定する期日翌月末までに、予め定めた方法でお支払いいただきます。

第37条 (利用不能時の料金減額措置)

第 5 条に定めるサービス(除く端末型接続サービス、Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス及び Biz FTTH/F

サービス)が、当社又は当社に回線を提供している電気通信事業者の責に帰すべき事由により全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、契約者の請求にもとづき、利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に利用料金(月額)、回線使用料金(月額)の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金から減額します。

ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日(初日を算入せず 3 ヶ月とする。当該日が土曜、日曜、祝休日の場合には、その直前の当社営業日)までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第38条 (品質保証違背の場合における減額)

専用線 IP 接続サービス及びデータセンタ接続サービス(除く 100BaseT シェア)が第 30 条(サービスの品質保証)に定める保証基準に違背した場合、当社は、契約者に対し、契約者の請求にもとづき、別表第 4 号「品質保証」の項に定める額を当該利用料金(月額)から減額します。回線使用料金は減額の対象にはなりません。なお、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 14 日を経過する日(初日を算入せず 14 日とする。当該日が土曜、日曜、祝休日の場合には、その直前の当社営業日)までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

- 前項と第37条(利用不能時の料金減額処置)の双方の規定により利用料金(月額)の減額をする場合における当該減額の合計額は、利用料金の月額をその限度額とします。ただし、利用開始月において前項及び第37条の事態が発生した場合は、第33条第3項に基づいて算出した当該月分サービス利用料金をその限度とします。

第39条 (工事に関する費用の返還)

当社は、工事に関する費用(当社が行う工事に関する費用に限ります。)の支払いを受けている場合において、次に該当するときは、契約者からの請求により、その費用を返還します。

区分	返還する費用
当社がその工事に着手する前に、契約の解除又は工事を要する請求の一部又は全部の取り消しがあったとき。	取り消しの対象となる工事に関する費用。但し、左記取り消しの連絡を受領したときに、当社が既に支出した額及び当該取り消しにより、当社が支出を余儀無くされる額を除くものとします。
当社がその工事に着手した後、工事完了前に契約の解除又は工事を要する請求の一部又は全部の取り消しがあったとき。	取り消しの対象となる工事に関する費用のうち未工事分に相当する額。但し、左記取り消しの連絡を受領したときに、当社が既に支出した額及び当該取り消しにより、当社が支出を余儀無くされる額を除くものとします。

第40条 (割増金)

本サービスの料金及び費用を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

第41条 (遅延損害金)

当社が提供するインターネット接続サービスに関して契約者に請求した料金について、契約者が請求書に指定した期日までにその料金を支払わないときは、支払期日の翌日から起算して、支払った日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金としてお支払いいただきます。

第42条 (金額の端数処理)

料金その他の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

第43条 (消費税相当額の取り扱い)

第 31 条(料金体系)及び第 32 条(料金及び工事費)に規定する料金及び工事費は消費税相当額を含んでおりません。契約者に対しては、算定料金及び工事費等にその消費税相当額を加算して請求させていただきます。

- 第 36 条(料金等の請求及び支払い)に規定する請求書は、消費税相当額を別枠で表示致します。
- 第 41 条(遅延損害金)に規定する延滞利息については、前 2 項の規定は適用しません。
- 第 45 条(損害賠償の範囲)の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とし

ます。

第44条 (料金の変更)

当社は、都合によりインターネット接続サービスの特定品目のサービス料金を変更することがあります。

2. 当社は、当該サービス料金を変更するときは、変更する日の1ヶ月前までに、契約者にその旨を通知します。

第9章 損害賠償

第45条 (損害賠償の範囲)

他の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、契約者が損害を被った場合は、当社は、契約者の請求に基づき当該電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じるものとします。

2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。
3. 前2項に係らず端末型接続サービス、及び専用線エコノミーサービス、Biz ISDN/F サービス、Biz DSL/F サービス及びBiz FTTH/F サービス、データセンタ接続サービスの100BaseTシェアを利用することにより契約者が被った損害について当社は賠償の責任を負いません。

第46条 (免責事項)

NTT東西の定めるDSL方式に起因する事象により、すべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できなくなることにより契約者に損害が発生した場合には、一切の損害賠償の責を負いません。

2. 当社は、第45条(損害賠償の範囲)第1項に定める場合を除き、前項に定めるものの他、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず一切の賠償の責任を負いません。

第10章 雑則

第47条 (契約者の義務)

当社が設置するネットワーク接続装置等の設備について、契約者は次の事項を遵守していただきます。

- (1) 善良な管理者の注意をもってその設備を維持、管理すること。
- (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動し、取りはずし、変更し、又は分解しないこと。
2. 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結し、又は他の機械等を取り付けないこと。
3. 契約者は、当社が設置する設備について善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負うものとします。
4. 前2項の規定に違反してその設備を滅失し又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を契約者が負担するものとします。
5. 契約者は、インターネット接続サービスの利用により、他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。
6. 契約者は、当社から付与された識別符号、当該識別符号に対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理する責任を負います。識別符号、インターネットネットワークアドレス、ドメイン名を忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
7. 契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規制にしたがってください。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。
8. 契約者は、インターネット接続サービスから得た情報を転載、転売、その他いかなる使用を行う際に、著作権者及び当社の事前承認を受けることが必要です。
9. 契約者は、インターネット接続サービスを利用して日本の輸出管理令その他の法令で規制されている情報を日本政府の許可なく直接若しくは間接に海外に提供できないものとします。
10. 契約者は当社が定めるニュースグループの運用について次の事項を遵守していただきます。
 - (1) インターネット接続サービス上のニュースグループで当社が管理している情報 に関しては、発信者の事前承

認なしに、加入者がシステム上で公開した内容を他媒体に転載することはできません。情報の取り扱いその他については、各ニュースグループの定める了解事項を遵守していただきます。

- (2) 当社の事前承認を得ることなしに、インターネット接続サービス上で宣伝活動を行うことはできません。
- (3) 当社は、以下の場合、契約者の投稿した記事を削除できるものとします。
 - 1) 投稿記事の内容が第 49 条(禁止行為)の禁止行為に該当すると当社が判断した場合
 - 2) 投稿後、一定期間を経過した場合
 - 3) その他、当社が不適当だと判断した場合
 - 4) 投稿記事を削除した場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。
11. 契約者は、当社のインターネット接続サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知していただきます。

第48条(自己責任の原則)

契約者は、インターネット接続サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者がインターネット接続サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第49条(禁止行為)

契約者は、インターネット接続サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。(以下の行為には、ホームページ等による情報を発信する行為を含みます。)

- (1) 他の契約者又は第三者(国内外を問いません)もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他の契約者又は第三者もしくは当社の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他の契約者又は第三者もしくは当社を差別、又は誹謗、中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺などの犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- (5) 猥褻児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (8) 他の契約者又は第三者になりすましてインターネット接続サービスを利用する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (10) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類する行為、又は公職選挙法に違反する行為
- (11) 無断で広告、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
- (12) 他の契約者又は第三者の設備など又は当社或いは他社のインターネット接続サービス用設備の利用又は運営に支障を与える行為
- (13) その他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、又は他の契約者又は第三者に不利益を与える行為
- (14) 前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ、情報等へリンクを張る行為

第50条(技術的事項)

インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項は、別表第 3 号のとおりとします。

第51条(機密保持)

契約者及び当社は、本サービスに関連して知り得た相手方又は相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を本サービスの存続期間中はもとより、本サービス終了後と言えども第三者に漏洩してはならないものとします。但し、公知の事実もしくは当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではありません。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

第52条（契約者情報の取扱い）

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による電気通信サービスの提供、ならびにそれらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

2. 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。
 - (1) 契約者に対する電気通信サービスの提供業務
 - (2) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の提案業務
 - (3) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他営業促進活動業務
 - (4) 契約者の電気通信サービスの利用状況に関する分析業務
 - (5) 電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の開発業務

第53条（協議事項）

この約款に記載されていない事項でインターネット接続サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めることとします。

第54条（準拠法及び管轄裁判所）

この約款は日本国の法律に準拠するものとし、この約款に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

附 則

1. この約款は、平成7年10月16日より実施します。
2. この約款は、平成8年1月16日より実施します。
3. この約款は、平成8年4月16日より実施します。
4. この約款は、平成8年5月16日より実施します。
5. この約款は、平成8年7月16日より実施します。
6. この約款は、平成8年10月16日より実施します。
7. この約款は、平成9年5月16日より実施します。
8. この約款は、平成10年9月16日より実施します。
9. この約款は、平成11年7月16日より実施します。
10. この約款は、平成11年11月16日より実施します。
11. この約款は、平成12年6月16日より実施します。
12. この約款は、平成13年4月10日より実施します。
13. この約款は、平成13年6月1日より実施します。
14. この約款は、平成13年8月1日より実施します。
15. この約款は、平成13年8月16日より実施します。
16. この約款は、平成14年1月16日より実施します。
17. この約款は、平成14年9月1日より実施します。
18. この約款は、平成14年9月16日より実施します。
19. この約款は、平成15年1月16日より実施します。
20. この約款は、平成15年3月16日より実施します。
21. この約款は、平成16年4月1日より実施します。
22. この約款は、平成16年5月1日より実施します。
23. この約款は、平成17年4月1日より実施します。
24. この約款は、平成17年8月16日より実施します。
25. この約款は、平成18年8月16日より実施します。
26. この約款は、平成19年3月23日より実施します。